

神奈川県最低賃金審議会

令和4年度第3回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年8月4日（木） 10：30～11：40		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 神奈川県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	<p>1 本日の個別折衝前に労側、使側の主張する金額を個別折衝時に伝達してかまわないか、部会長代理の赤羽委員（盛部会長は欠席のため）が確認し、了承を得た。</p> <p>2 公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>（1）労働者側の主張 使用者側が示す、賃金改定状況調査結果の賃金引上げ率1.4%の15円（1,040円×1.4%=14.46）は、4月の段階の賃上げの状況であり、その後物価が急激に上がっている状況も考え、見合った金額を導き出す必要があり、金額の歩み寄りにはできない。</p> <p>（2）使用者側の主張 労働者側は消費者物価指数に基づいて、2.98%、31円の引上げを提示している。中賃の答申では目安額はあくまでも目安であり、それぞれの地方の事情を勘案しながら決めるよう書かれている。中賃の目安額を別のところに置いた上で、何が一番妥当なのか、それが基本的な考えである。 労側の主張は、中賃の目安額、消費者物価指数に特化したものであり、賃金改定状況調査結果の賃金引上げ率1.4%が中小事業場の賃金引上げの体力だと考えている。 最低賃金引上げの根拠の根拠が消費者物価指数だけでよいのか、この考え方について、事業者は納得感が極めて薄いと考えられる。 我々は、目安額に合意する考えには至らない。</p> <p>使用者側の主張に対し、公益委員は、消費者物価指数はかなり上がっており、年末に向けてさらに高くなっていくと言われており、生活する上で消費者物価指数は、かなり大きな要素を占めているので、その点も考慮してほしいと要請した。</p> <p>使用者側は、事業者の納得感としては、賃金引上げ率と消費者物価指数の両方を勘案した上で決めていくという方法もあることを申し述べる。</p> <p>3 労使の歩み寄りが難しいため、公益委員見解を示すこととなった。金額は31円引上げ、1,071円とすること。引上げ額理由として、消費者物価指数が3.0%の上昇、消費活動が正常化に向かい、経済活動が活発化しており、景気の回復に期待できること。また、最賃額近傍の労働者が多数いることから、最賃額の引上げにより労働者の処遇改善が求められていること等が挙げられた。 明日、労働側意見、使用者側意見が示され、歩み寄りの余地がない場合は、採決を行う。</p>		